

# 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会障害者福祉サービス事業所運営規程

平成 18 年 9 月 25 日 制 定  
平成 25 年 3 月 18 日 一部改正  
令和 5 年 5 月 29 日 一部改正

## 第 1 章 事業の目的

(事業の目的)

- 第 1 条** 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が運営する指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 2 指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 3 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

## 第 2 章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(指定居宅介護等の基本取扱方針)

- 第 2 条** 事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に指定居宅介護等（指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定行動援護をいう。以下同じ。）を提供するものとする。
- 2 事業者は、その提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(指定居宅介護等の具体的取扱方針)

- 第 3 条** 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- 2 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護

技術をもってサービスの提供を行うものとする。

4 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

**第4条** 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

**第5条** 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害者サービス事業者等との連携)

**第6条** 事業者は、指定居宅介護等を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

**第7条** 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員への周知徹底
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

### 第3章 事業所の名称及び所在地

(事業所の名称等)

**第8条** 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大船渡市社会福祉協議会指定障害者福祉サービス事業所
- (2) 所在地 大船渡市盛町字下館下 14 番地 1 (大船渡市総合福祉センター内)

### 第4章 従業員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

**第9条** 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。また、従業者に法令を順守させるために必要な指揮命令を行う。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

- (3) 従業者 3名以上

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

## 第5章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

**第10条** 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第6章 指定居宅介護等の内容及び利用者からの受領する費用の額

(指定居宅介護等の内容)

**第11条** 本事業所で行う指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画
- (2) 身体介護
- (3) 家事援助
- (4) 生活等に関する相談及び助言
- (5) 重度訪問介護
- (6) 行動援護（知的障害者(児)、精神障害者)
- (7) 通院乗降解除

(利用者から受領する費用の額)

**第12条** 事業者は、指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか利用者から障害者自立支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は前2項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により第13条の通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。当該交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を徴収する。また、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

(1) 事業所から片道おおむね 20 キロメートル未満 500円

(2) 事業所から片道おおむね 20 キロメートル以上 1,000円

4 事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

5 事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用については説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 事業者は、厚生労働大臣が定める社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度に基づき、第1項に定める利用負担額を減額することができるものとする。

## 第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

**第13条** 通常の事業の実施地域は大船渡市全域とする。

## 第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等における対応方法)

**第14条** 事業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## 第9章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

**第15条** 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

**第16条** 事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護等を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業員によって指定居宅介護等を提供するものとする。

3 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

**第17条** 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らし  
てはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家  
族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、他の指定居宅介護事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、  
あらかじめ、文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

**第18条** 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日か  
ら5年間保存するものとする。

(身体拘束等の禁止)

**第19条** 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を  
保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行  
為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者  
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための職員に対する研修の実施

(その他)

**第20条** この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と本事業所の管理者  
との協議に基づいて定める。

附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成15年3月27日制定の大船渡市社会福祉協議会指定障害者居宅介護事業所運営規程  
は平成18年9月30日で廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行する。